

令和 9・10 年度
競争入札参加資格審査申請書 **申請要領**
令和 8 年 9 月

【申請区分及び申請・受付期間】

申請区分	申請	受付期間
(1) 建設工事	【栃木県との共同受付】 「栃木県電子申請システム」による電子申請及び「共同受付窓口（栃木県）」あて申請書類を郵送。	県内業者 令和 8 年10月19日(月) ～令和 8 年11月 6 日(金) 県外業者 令和 8 年11月 2 日(月) ～令和 8 年11月20日(金)
(2) 測量・建設コンサルタント等	【栃木県との共同受付】 「栃木県電子申請システム」による電子申請及び「共同受付窓口（栃木県）」あて申請書類を郵送。	県内業者・県外業者 令和 8 年10月 1 日(木) ～令和 8 年10月19日(月)
(3) 物品製造・役務の提供等 ※小売業（販売）含む	【那須烏山市へ直接申請】	県内業者・県外業者 令和 8 年10月 1 日(木) ～令和 8 年10月30日(金)

【申請条件】

申請者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- ア. 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の各号に該当しない者
- イ. 申請日時点で、確定している決算を有する者
- ウ. 那須烏山市に納税の義務を有する者にあつては、市税に未納がない者
- エ. 法人の申請者にあつては、法人税並びに消費税及び地方消費税、個人の申請者にあつては申告所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がない者
- オ. 法令等による許可、資格、届出等が義務付けられているものについて、その許可等を有する者

【資格有効期間】

令和 9 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日まで（2 年間）

※ 資格決定後「競争入札参加資格者名簿」に登載されます。この名簿は、那須烏山市の各機関において利用するとともに、那須烏山市ホームページを通じ一般にも公開されます。

【注意事項】

- ・ 申請書及びその添付書類に虚偽の事実を記載したこと、又は重要な事実について記載しなかったことが判明した場合は、資格を取り消すことがあります。
- ・ 申請内容や添付書類に不備等がある場合、連絡します。指定した期日までに補正を完了させてください。

【問合せ先】

那須烏山市総務課契約管財グループ

〒321-0692 栃木県那須烏山市中央1－1－1

TEL：0287－83－1117

平日（祝日を除く）9:00から17:00まで（12:00～13:00を除く）

FAX：0287－84－3788

E-mail：sohmu@city.nasukarasuyama.lg.jp

I 「建設工事」の申請について

栃木県との共同受付となります。「栃木県電子申請システム」による電子申請及び「共同受付窓口（栃木県）」あて申請書類を郵送する必要があります。

詳細は、下記URL（又はQRコード）より、栃木県公式ホームページをご確認の上、掲載される「令和9・10年度入札参加資格審査定期申請の手引き（建設工事）」をご覧ください。

■ 栃木県公式ホームページ

一般競争（指名競争）参加資格審査申請について（令和9（2027）・10（2028）年定期受付）

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/h01/work/kensetsugyou/nyuusatsushikaku/r09r10teiki.html>



II 「測量・建設コンサルタント等」の申請について

栃木県との共同受付となります。「栃木県電子申請システム」による電子申請及び「共同受付窓口（栃木県）」あて申請書類を郵送する必要があります。

詳細は、下記URL（又はQRコード）より、栃木県公式ホームページをご確認の上、掲載される「令和9・10年度入札参加資格審査定期申請の手引き（測量・建設コンサルタント等）」をご覧ください。

■ 栃木県公式ホームページ

一般競争（指名競争）参加資格審査申請について（令和9（2027）・10（2028）年定期受付）

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/h01/work/kensetsugyou/nyuusatsushikaku/r09r10teiki.html>



III 「物品製造・役務の提供等（※）」の申請について

※ 小売業（販売）含む

那須烏山市へ直接申請を行う形となります（栃木県との共同受付対象外）。

本申請要領（次ページ以降）をご確認の上、御申請ください。

「物品製造・役務の提供等（※）」申請書記載要領

※ 小売業（販売）含む

1 申請区分

物品製造・役務の提供等 ※ 小売業（販売）含む

2 申請方法

本要領に基づき作成した申請様式及び添付書類を申請区分ごとに、クリアファイルに入れ郵送（簡易書留・レターパックプラス）してください。

※ レターパックライトは受領確認記録が残らないため利用しないでください。

【送付先】〒321-0692

栃木県那須烏山市中央1-1-1

那須烏山市総務課契約管財グループ 宛て

※ 封筒に「競争入札参加資格審査申請書在中」と朱書きしてください。

・「【那須烏山市】提出書類チェックリスト」を活用して申請してください。

3 記載要領

(1) 基準日

申請資料の記載事項の基準日は、競争参加資格審査の申請をしようとする日の直前の営業年度の終了日（ただし、「営業所一覧表」については申請日現在）とすること。

(2) 申請書様式の形式

申請書様式の形式（Excel形式）については、PDF等の他の形式に変更せずに使用すること。

(3) 様式1（共通書式）の作成方法

① 英数字については、半角で入力すること。

② 様式上「※」に該当する項目については、記載しないこと。

③ 「01 新規・更新」欄には、該当する申請区分に「○」を記載すること。

なお、「新規」とは、那須烏山市に対して過去に一度も申請を行っておらず初めて申請をする場合又は過去に何度か申請したことがあっても、前回の申請を行っていない場合をいう。

④ 「03 業者コード」欄は、記載しない。

⑤ 「04 法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第39条第1項又は第2項の規定により法人番号の指定を受けた者について、国税庁長官から通知された13桁の法人番号を記載すること。なお、個人の場合など、法人番号の通知を受けていない場合には記載を要しない。

- ⑥ 「06 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載すること。

- ⑦ 「09 商号又は名称」欄における株式会社等法人の種類を表わす文字については、下表の略号を用いること。

なお、下表の区分に該当しない法人については、共通様式上の略号を記載する（ ）を空欄とし、右欄に略称表記をせずに記載すること。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	合同会社	有限責任事業組合	経常建設共同企業体
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(責)	(共)
種類	一般財団法人		一般社団法人		公益財団法人		公益社団法人		特例財団法人	特例社団法人
略号	(一財)		(一社)		(公財)		(公社)		(特財)	(特社)

- ⑧ 「11 代表者氏名」欄について、ミドルネームを持つ申請者については、「姓」欄にラストネーム、「名」欄にファーストネーム及びミドルネームを記載すること。また、この方法によることができない場合には、全てを「姓」欄に記載すること。

※ その他の氏名欄についても同様に記載すること。

- ⑨ 「12 本社（店）電話番号」欄及び「16 担当者電話番号」（必要があれば内線番号）欄における市外局番、市内局番及び番号については、（ ）を用いずに、数字のみを記載すること。

- ⑩ 「17 担当者メールアドレス」欄については、那須烏山市からの種々の連絡に対応でき得るアドレスを記載すること。

- ⑪ 「18 代理申請時使用欄」は、行政書士が代理申請する場合に使用すること。なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は本欄への記載は不要。

- ⑫ 「19 外資状況」欄については、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分に「○」を記載するとともに、[] 内に外国名を、（ ） 内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載すること。外資がない場合には、「外資なし」欄に「○」を記載すること。

なお、「3 日本国籍会社」（外資比率：100%）とは100パーセント外国資本の会社を、「4 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。

- ⑬ 「20 営業年数」欄には、登録を希望する業種に係る事業の開始日（複数の業種を希望する場合は最も早い開始日）から基準日までの期間（1年未満切り捨て）を記載すること。ただし、この間に当該事業を中断した期間がある場合には、これを除いた期間（1年未満切り捨て）を記載すること。

- ⑭ 「21 常勤職員の人数(人)」欄について、「① 技術職員」及び「② 事務職員」の各欄には、基準日の前日において常時雇用している従業員のうち、専ら登録を希望する業種に従事している職員の数を記入し、「③ その他の職員」欄には、それ以外の職員数で法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものをそれぞれ記載すること。また、「④ 計」欄に①～③の合計人数を記入し、「⑤ 役職員等」欄に常勤役員又は事業主の数を内数で記載すること。
- ⑮ 「22 設立年月日(和暦)」欄については、登記事項証明書記載の設立年月日を記載すること。なお、個人の場合には記載を要しない。
- ⑯ 「23 みなし大企業」欄については、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業(みなし大企業)は、「下記のいずれかに該当する」欄に「○」を記載し、上記に該当しない場合は「該当しない」欄に「○」を記載すること。

(4) 様式4-1 競争参加資格希望営業品目表・経営状況調査表の作成方法

- ① 様式4-1(物品製造等)の「24 希望する資格の種類等」については、次により記載すること。
- ア 「物品の製造」、「物品の販売」、「物品の買受け」の3つのうち、希望する資格の種類を選択(複数選択可)し、それぞれ「資格の種類」の右の欄に「○」を記載すること。
- イ 「営業品目」欄については、選択した資格の種類ごとに、別紙1の営業品目に対応した競争参加資格希望営業品目を選択し、各「コード」の左の欄に「○」を記載すること。
- ② 様式4-1(役務の提供等)の「25 希望する資格の種類等」については、次により記載すること。
- ア 「役務の提供等」の資格を希望する場合には、「資格の種類」の右の欄に「○」を記載すること。
- イ 「営業品目」欄については、別紙2の業種に対応した競争参加資格希望業種を選択し、各「コード」の左の欄に「○」を記載すること。
- ③ 様式4-1(経営状況調査表)については、次により記載すること。
- ア 「26 製造・販売等実績」については、5(1)イと同様に記載するが、本欄の記載に当たっては、登録を希望する営業品目ごとに記載する必要はないこと。また、建設工事、測量の実績を含めないこと。この他に、他の資格を有しており、当該実績高を計上している場合は、その実績についても含めないこと。
- イ 「27 自己資本額」欄は、5(3)により記載すること。

ウ 「28 経営状況（流動比率）」欄は、5（4）により記載すること。

エ 「29 設備の額」欄は、様式4－1①（物品製造等）の「24 希望する資格の種類等」において、「物品の製造」を選択した場合のみ記載すること。具体的には、貸借対照表の「有形固定資産」（減価償却後の額）より、「① 機械装置類」は、機械装置の金額、「② 運搬具類」は、車両運搬具の金額、「③ 工具その他」は、構築物、工具器具及び備品、建設仮勘定、リース資産の金額（土地、建物（その付帯設備を含む）は含まないこと）を記載すること。

※ 設備にリース資産を計上する場合、貸借対照表にはリース資産として一括した金額しか記載されないため、リース資産を計上する場合には、任意に作成している減価償却に関する明細書や、設備とリース残高が分かる資料を添付すること（なお、貸借対照表に計上されていない資産は、別途明細があってもその金額は計上できない。）。

オ 「30 主たる事業の種類」欄については、申請者の主たる事業の種類に該当する区分を1つ選択し、「○」を記載すること。

主たる事業の種類		内容
1. 物品の製造	a. ゴム製品	「日本標準産業分類」の大分類E－製造業の中分類19（ゴム製品製造業）をいう。
	b. その他	「日本標準産業分類」の大分類Eの上記「a. ゴム製品」製造業以外の製造業をいう。
2. 物品の販売	c. 卸売	「日本標準産業分類」の大分類Iの中分類50から55までをいう。
	d. 小売	「日本標準産業分類」の大分類Iの中分類56から61及び大分類Mの中分類76（飲食店）及び77（持ち帰り・配達飲食サービス業）をいう。
3. 役務の提供等	e. ソフトウェア業 又は情報処理 サービス業	「日本標準産業分類」の大分類G－情報通信業の中分類39（情報サービス業）をいう。
	f. 旅館業	「日本標準産業分類」の大分類M－宿泊業、飲食サービス業の中分類75（宿泊業）をいう。
	g. サービス業	「日本標準産業分類」の大分類G（情報通信業）の中分類38（放送業）及び小分類411（映像情報制作・配給業）、412（音声情報制作業）、415（広告制作業）及び416（映像・サービス業音声・文字情報制作に附随するサービス業）、大分類K（不動産業、物品賃貸業）の小分類693（駐車場業）及び中分類70（物品賃貸業）、大分類L（学術研究、専門・技術サービス業）、大分類N（生活関連サービス業、娯楽業）。ただし、小分類791（旅行業）を除く、大分類O（教育、学習支援業）、大分類P（医療、福祉）、大分類Q（複合サービス事業）、大分類R（サービス業（他に分類されないもの））をいう。
	h. その他	上記「a. ゴム製品」「b. その他」「c. 卸売」「d. 小売」「e. ソフトウェア業又は情報処理サービス業」「f. 旅館業」「g. サービス業」を含まない全ての業種をいう。
4. 物品の買受け	i. 立木竹	立木竹を扱う買受け業。
	j. その他	上記「i. 立木竹」以外の営業品目を扱う買受け業。

※ 業者分類は、中小企業庁発行の「官公需契約の手引き」に基づくもの。

カ 「31 営業年数の詳細」の「④営業年数」欄の年数は、共通様式の「20 営業年数」欄の年数と一致させること。

(5) 添付資料の作成方法

添付資料のうち官公署が行った証明資料については、内容が鮮明である場合に限り、写しによって差し支えない。なお、公的機関の証明書については、申請日より3ヶ月前までのものを有効とする。

■ 物品製造・役務の提供等に係る添付資料

ア 営業所一覧表（様式4-2）

この様式については申請日現在で作成するとともに、様式の末尾にある記載要領に従って記載することとするが、申請する営業所に対応した「営業区域」を示すコードについては、別紙3のコードを用いること。

なお、記載欄が不足する場合には、同一の様式を用いて2ページ以降を作成すること。

イ 登記事項証明書

登記事項証明書とは、商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条第5号から第9号に規定する株式会社登記簿等に記録されている事項を証明した書面（同法第10条に規定する書面をいう。）をいい、法人が提出すること。提出する登記事項証明書の種類は、「履歴事項全部証明書」とすること。

また、申請者が外国事業者の場合は、登記事項証明書に代えて、当該国の管轄官庁又は権限のある機関の発行する書面とすることができること。

ウ 財務諸表類（1年分）

申請者が自ら作成している直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び利益金処分（損失処理）計算書（個人にあっては、確定申告時に提出する資料）をいうこと。

会社法及び会社計算規則により計算資料を作成する法人にあっては、貸借対照表及び損益計算書をいう。

エ 納税証明書

未納税額のないことが分かる税務官公署が発行する証明書。なお、提出区分については、別紙4に基づき提出すること。

オ 委任状

入札、見積り及び契約に関する一切の権限を支店長や営業所長等に委任する場合には、「委任状」を作成して提出すること。

※委任状を提出（権限を委任）した場合は、「受任者」が「契約等権限者」となり、入札書や見積書、契約書、請求書等は全て受任者名で作成することとなる（入札参加資格申請の手続きに関する委任ではないため注意すること）。

カ 減価償却に関する明細書（リース資産計上時）

物品の製造に係る登録を希望する場合で、申請時の貸借対照表に、「リース資産」の項目を設けている場合、申請時にリース資産を機械装置類等の額として計上することが可能であるところ、計上する場合は、具体的な設備内容を判断するため、機械設備や車両等のそれぞれの資産額が分かる資料又はリース残高が確認できる資料、減価償却に関する明細書等を提出すること。

【別紙１（様式４－１（物品製造等）関係）】

資格の種類	営業品目		具体的事例
	コード		
物品の製造・販売	101	衣服・その他繊維製品類	制服、作業服、礼服、寝具、テント、シート、絨毯、カーペット、タオル等
	102	ゴム・皮革・プラスチック製品類	ゴム、タイヤ、かばん、合成皮革等、FRP製灯塔等
	103	窯業・土石製品類	茶碗、湯呑、皿、ガラス、陶磁器等
	104	非鉄金属・金属製品類	非鉄金属、金属、アルミ、銅、ステンレス、チタン、ニッケル、鋼材、鋼管、ガードレール、パイプ、鉄蓋、鋳鉄、鉛管、ビニール管、ボルト、ナット、ワイヤーロープ、刃物、手工具、ブイ（標体）等
	105	フォーム印刷	フォーム印刷（単票、伝票、連続、複写、ミシン加工、ビジネス帳票等）
	106	その他印刷類	シルクスクリーン、シール、パンフレット、はがき、ハンドブック、オフセット印刷、軽印刷等
	107	図書類	美術、活版、グラビア、雑誌、本、DVD、CD、図書、刊行物、映像ソフト、書籍、新聞等
	108	電子出版物類	電子出版、PDF、電子書籍、CD-ROM、DVD-ROM等
	109	紙・紙加工品類	ポスター、パンフレット、はがき、DM、用紙、再生紙、ハンドブック、製紙、紙製品、紙袋、段ボール等
	110	車両類	自動車、自動二輪、自転車、乗用車、公用車、貨物自動車、消防車、救急車、清掃車、散水車、除雪車、ブルドーザ、フォークリフト、トラクター等
	111	その他輸送・搬送機械器具類	航空機、ヘリコプター、自転車等
	112	船舶類	大型船舶、小型船舶、ヨット、カヌー、船舶用機械、船舶部品、漁業船、調査船、ボート等

	113	燃料類	車両燃料、ガソリン、重油、軽油、灯油、ガス、電気、薪、炭等
	114	家具・什器類	什器、木製家具、鋼製家具、建具、事務机、椅子、筆筒等
	115	一般・産業用機器類	印刷機、製本機、ボイラー、エンジン、旋盤、溶接、集塵、クレーン、印刷事業用機械器具等
	116	電気・通信用機器類	家電機器、照明器具、通信機器、音響機器、配電盤、交通管制機器、レーダー、交換機、伝送装置、通信ケーブル、無線機、蓄電池、発電機、遠方監視装置、レーダー雨量装置、短波、長波、携帯電話、PHS等
	117	電子計算機類	パソコン、電卓、計算機、サーバ、ハードディスク、メモリ、光学ドライブ、汎用ソフトウェア等
	118	精密機器類	X線、計量機器、測定機器、試験分析機器、理化学機器、気象観測機器、質量測定機器、光学機器等
	119	医療用機器類	医療機器、理化学機器、計測機器、測量機器、MR I、A E D、介護機器、福祉機器医療用ベッド等
	120	事務用機器類	細断機、複写機、穿孔機等
	121	その他機器類	厨房器具、消火器具、消火装置、防災器具、自動車検査用機械器具、林業用物品等
	122	医薬品・医療用品類	薬、医薬品、医療用消耗品、X線フィルム、検査試薬、医療用ガス、ワクチン、治療薬等
	123	事務用品類	事務用品、文具等
	124	土木・建設・建築材料	セメント、生コン、アスファルト、木材、石材、砂利、ヒューム管、道路標識、カーブミラー、建築金物、スノーポール等

	125	消防保安用装備品類	制服、衛服、警報装置、火薬、火工品、硬鉛、その他装備用品
	126	運動用具	球技・陸上・武道用具、トレーニング機器、遊具、
	127	楽器	鍵盤、吹奏、打楽器
	128	農林漁業用品	肥料、飼料、農薬
	129	日用雑貨・食料品	清掃用具、荒物、日用品、食品等
	130	選挙用品	選挙用品
	131	工業薬品	
	132	その他の販売製造品	
物品の買受け	301	立木竹	
	302	古物	鉄屑回収、古紙回収、車両等買い取り等
	303	その他	

【別紙２（様式４－１（役務の提供等）関係）】

資格の種類	営業品目		具体的事例
	コード		
役務の提供等	401	広告・宣伝	広告、宣伝、番組制作、映画、ビデオ、広報、イベント企画等
	402	写真・製図	写真撮影、製図、設計、図面、製本等
	403	調査・研究	調査、研究、計量、計測、証明、統計、市場、交通、シンクタンク、文化財調査、検査、測量等
	404	情報処理	情報処理、入力、データ作成、バックアップ、システム保守、ソフトウェア保守、統計、集計、データエントリー、媒体変換等
	405	翻訳・通訳・速記	翻訳、通訳、速記、筆耕等
	406	ソフトウェア開発	プログラム作成、システム開発、WEBシステム構築、ネットワーク、オペレーション等
	407	会場等の借り上げ	会議施設借り上げ、会場、イベント、設営等
	408	賃貸借	事務、パソコン、機器、自動車、植物、動物、情報機器、医療機器、イベント用品、建物、寝具、植木、物品等
	409	建物管理等各種保守管理	管理、建物保守、監視、清掃、造園、警備、廃棄物処理、害虫駆除、機器保守、電話交換等
	410	運送	タクシー、ハイヤー、荷造り、運送、倉庫、旅行等
	411	車両整備	自動車、車両、航空機、ヘリコプター等の整備
	412	船舶整備	船舶の整備
	413	電子出版	電子出版、CD-ROM、DVD-ROM製作等
	414	医療業務	医事業務、検体検査、フィルムバッチ測定等の各種業務委託
	415	人材派遣	受付、案内、電話交換、指定管理、プール監視
	416	給食業務	調理、配送
	417	福祉サービス	福祉サービス
	418	保険販売	保険販売
	419	クリーニング	クリーニング
	420	その他の業務	登記関連業務、その他

【別紙3（様式4－2関係）】

コード	営業区域
01	那須烏山市全域

【別紙4（納税証明書関係）】

1. 那須烏山市に納税義務のある法人又は個人

- (1) 那須烏山市税務課で発行される完納証明書（未納の税額のない証明）を添付すること。
（個人の場合は代表者の納税証明書、法人の場合は会社の完納証明書）。
- (2) 税務署で発行される次の『納税証明書』（未納の税額のない証明）を添付すること。
納税証明書「その3の2」・・・個人用
納税証明書「その3の3」・・・法人用
※「電子納税証明書の写し」での提出可。

2. 上記以外の法人又は個人

- (1) 住所地（所在地）を所轄する税務署で発行される次の『納税証明書』（未納の税額のない証明）を添付すること。
納税証明書「その3の2」・・・個人用
納税証明書「その3の3」・・・法人用
※「電子納税証明書の写し」での提出可。